

3条申請 (許可：農業委員会)

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
2. 位置図（1／25,000程度）
3. 見取図（住宅地図程度）
4. 法務局保管の地籍図又は字限図（赤・青線着色、申請土地付近の地番、地目を記入）
5. 営農計画書
6. 住民票の写し（譲受人：世帯全員、譲渡人：所有者本人）
7. 農地の賃貸借契約書（第3条第3項に該当する場合のみ〔一般法人など〕）
8. 現況写真
9. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）
10. その他必要書類

4条・5条申請 (許可：県知事または農林水産大臣)

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
2. 位置図（1／50,000～1／25,000程度）
3. 見取図（申請土地周辺の市街化及び営農の状況を明示したもの）
4. 法務局保管の地籍図又は字限図
（赤・青線着色、申請土地付近の地番、地目、土地所有者を記入）
5. 住民票の写し
（法人の場合は、法人登記事項証明書及び原本証明のある定款（割印必要））
6. 事業計画書（転用目的、転用面積、転用の必要性などを明記。農地区分が
第1種・第2種農地の場合、代替性の検討内容を記載）
7. 事業計画図（隣接地番、境界などを明示）
ア 配置図 イ 平面図 ウ 立面図 エ 断面図
8. 経費見積書
9. 資金証明（残高証明書、融資証明書など）
10. 転用に係る契約書などがある場合は、その写し
11. 同意書
 - ①自治会長（区長）
 - ②水利権者の代表者（取水及び排水）
 - ③隣接農地所有者及び耕作者（同意を求める範囲は、2m以内の農地）
 - ④転用行為の妨げとなる権利を有する者（抵当権者、仮登記権者など）
12. 土地改良区内にある場合は、改良区の意見書
13. 誓約書
14. 農振農用地区域外証明書（農振農用地で一時転用の場合は、農振計画に支障を及ぼすおそれのない旨の証明書）・・・農林振興課発行
15. 農地復元の確約書、復元に要する見積書・資金証明（一時転用の場合）
16. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）
17. その他必要書類

施行規則第 29 条 1 号 (農業用施設建築届出) (受理：農業委員会)

1. 登記事項証明書 ((全部事項証明書 (土地)) **※オンライン交付不可**)
 2. 位置図 (付近見取図)
 3. 法務局保管の地籍図又は字限図
(赤・青線着色、申請土地付近の地番、地目、土地所有者を記入したもの)
 4. 事業計画図 (隣接地番、境界などを明示)
ア 配置図 イ 平面図 ウ 立面図 エ 断面図
 5. 同意書
 - ①自治会長 (区長)
 - ②水利権者の代表者 (取水及び排水)
 - ③隣接農地所有者及び耕作者 (同意を求める範囲は、2 m以内の農地)
 - ④転用行為の妨げとなる権利を有する者 (抵当権者、仮登記権者など)
 6. 土地改良区内にある場合は、改良区の意見書
 7. 誓約書
 8. 担当農業委員確認票 (農地の所在する地区の担当委員 1 名)
 9. その他必要書類
- ※ 農振農用地の場合は、用途区分変更申出書 (提出先は農林振興課)

※たまねぎ小屋は、敷地面積 (通路等を含んだ全体の転用面積) が 1 0 0 m²以上の場合に限り届出を必要とする。

非農地証明願 (証明：農業委員会)

1. 登記事項証明書 (全部事項証明書 (土地)) **※オンライン交付不可**
2. 位置図 (付近見取図)
3. 法務局保管の地籍図又は字限図
(赤・青線着色、申請土地付近の地番、地目、土地所有者を記入したもの)
4. 住民票の写し
5. 同意書
 - ①自治会長 (区長)
 - ②水利権者の代表者 (取水及び排水)
 - ③隣接農地所有者及び耕作者 (同意を求める範囲は、2 m以内の農地)
 - ④転用行為の妨げとなる権利を有する者 (抵当権者、仮登記権者など)
6. 非農地となった時期を証する書類 (固定資産名寄帳、建物事項証明書など)
7. 現況写真
8. 農振農用地区域外証明書
9. 始末書 (違反転用の場合のみ)
- 1 0. 確約書 (農振農用地の場合のみ)
- 1 1. 担当農業委員確認票 (農地の所在する地区の担当委員 1 名)
- 1 2. その他必要書類

農地改良による一時転用届出 (受理：農業委員会)

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
2. 位置図（付近見取図）
3. 法務局保管の地籍図又は字限図
（赤・青線着色、申請土地付近の地番、地目、土地所有者を記入したもの）
4. 同意書
 - ①自治会長（区長）
 - ②水利権者の代表者（取水及び排水）
 - ③隣接農地所有者及び耕作者（同意を求める範囲は、2 m以内の農地）
 - ④転用行為の妨げとなる権利を有する者（抵当権者、仮登記権者など）
5. 工事概要書
6. 工事図面
7. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）
8. その他必要書類

※地権者が行う客土を伴う農地嵩上げ等で、次のいずれにも該当しない場合
（該当する場合は、県知事の一時転用許可が必要となる）

- ・面積が3,000 m²以上または工事期間が3ヶ月超える場合
- ・土木業者等が農地を土捨て場として利用し、結果として農地改良につながる場合

現況証明願 (証明：農業委員会)

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
2. 位置図（付近見取図）
3. 法務局保管の地籍図又は字限図
4. 現況写真（全景写真及び田の場合は、取水口・排水口など）
5. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）
6. 水田の場合は、水源の判明できる書類
（水利権者の代表者の証明書または個人池・井戸の場合は、写真など）
7. その他必要書類

買受適格証明書 (証明：農業委員会)

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
2. 位置図（1/25,000程度）
3. 見取図（住宅地図程度）
4. 法務局保管の地籍図又は字限図（赤・青線着色、申請土地付近の地番、地目を記入）
5. 営農計画書
6. 住民票の写し（譲受人：世帯全員、譲渡人：所有者本人）
7. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）

農地台帳登載願（土地）**（受理：農業委員会）**

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可 +地籍図（字限図）
2. 位置図（付近見取図）
3. 現況写真
4. 営農計画書（その他、耕作内容の分かる書類）

農地台帳登載願（世帯員）**（受理：農業委員会）**

1. 住民票
2. 戸籍謄本等（住民票等で他の世帯員等との関係が確認できない場合）

農地の合意解約の通知書**（受理：農業委員会）**

- ①賃貸借の場合・・・農地法第18条第6項の規定による通知書
 1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
・・・残存小作地のみ
 2. 農地賃貸借の契約の合意解約書
 3. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）
- ②使用貸借の場合・・・農地の使用貸借に係る土地引き渡し報告書
 1. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）

相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明願**（証明：農業委員会）**

1. 登記事項証明書（全部事項証明書（土地））※オンライン交付不可
2. 位置図（1/25,000程度）
3. 見取図（住宅地図程度）
4. 法務局保管の地籍図又は字限図（赤・青線着色、申請土地を記入したもの）
5. 営農計画書
6. 住民票の写し（世帯全員）
7. 現況写真
8. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）

引き続き農業経営を行っている証明**（証明：農業委員会）**

1. 位置図（付近見取図）
2. 現況写真
3. 土地家屋課税台帳の写し
4. 担当農業委員確認票（農地の所在する地区の担当委員1名）

あっせん申出書 (実施通知：農業委員会)

1. 登記事項証明書 (全部事項証明書 (土地)) ※オンライン交付不可
2. 位置図 (付近見取図)
3. 担当農業委員確認票 (農地の所在する地区の担当委員 1 名)

農業用ハウス設置報告書 (受理【専決】：農業委員会)

1. 登記事項証明書 ((全部事項証明書 (土地)) ※オンライン交付不可
 2. 位置図 (付近見取図)
 3. 法務局保管の地籍図又は字限図 (周辺所有者・地目等記載)
 4. 施設配置図
 5. 営農計画書 (申請書の記載で不足する場合)
 6. 同意書または疎明書 (隣接農地、地区住民代表、水利権者)
 7. 担当農業委員確認票 (農地の所在する地区の担当委員 1 名)
 8. その他必要書類
- ※ 別途、用途区分変更申出書 (提出先は農林振興課) が必要な場合あり。

農作物栽培高度化施設の届出 (受理【専決】：農業委員会)

1. 農地法施行規則第 88 条の 2 第 2 項に掲げる書類
 - ・ 法人の場合の登記事項
 - ・ 土地の登記事項証明 ※オンライン交付不可
 - ・ 位置図・配置図等
 - ・ 営農計画書 (様式第 8 号の 3)
 - ・ 同意書 (様式第 8 号の 4)
 - ・ その他
2. 地区住民代表、水利代表、隣接農地関係者の同意書
3. 担当農業委員確認票 (農地の所在する地区の担当委員 1 名)
4. その他必要書類